

廣田神社御鎮座壹千八百年記念

廣田西宮西宮史の研究 史料篇

吉井良隆編

序 文

廣田神社には、本年御鎮座壹千八百年のめでたき記念の秋を迎える。

神功皇后御創立以来、御神威普くゆきわたり、二十二社の一社に列せられてより以来、とりわけ神祇伯家の特別な御崇敬の念と手厚い保護により、益々その名を高めるに至った。

古来、廣田社は本社をはじめ南宮、えびす社の三社からなり、三社一体のお社であった。平安後期、鎌倉、室町時代にかけて、この三社へ参詣することを「西宮参詣」又は「西宮参詣日」と称していたことは、古文書によって実証されている。従って廣田本社を代表して「西宮」と称したことは明らかであり、それが後に地名となって発展していったと考えてよい。背後にあつて伯家の力が大きい。

かくしてこの三社についての資料は、近世に至るまで広く文献に散見するところであるが、この機にのぞんで、これまでに披見した資料群をまとめて『廣田社篇』と『西宮社篇』の二篇に大別、整理して『史料篇』を作成して、後学の便に供することとした。しかし、まだまだ遺漏のものも少なくないと思われるので、今後の補正を期したい。

本書の刊行について編集が短期日であったが、ご協力をいただいた廣田神社当局と、印刷刊行のお世話になった内外印刷株式会社にも厚く謝意を表す。

以上

平成十三年十月吉日

西宮神社宮司 吉井良隆

凡 例

一、本史料篇は、廣田・西宮両宮に関する記事を、古代から近世末期に至る各種文献の中から抜粋し、編年順に配列したものである。

一、搜索の便を考え、「廣田社篇」「西宮社篇」の兩篇に大別し、それぞれの關連事項をまとめることにした。但し、時代により「西宮」と稱しながら内容が明らかに廣田社にかかわるもの、或は兩宮にかかわるものがある場合には、すべて「廣田社篇」に収めることにした。

一、二十二社成立以降廣田社への奉幣記事が頻出するが、これは一々記載することをやめ、註において年月日を擧げる程度にし、特に必要な事項については（ ）内に註記する。

一、本史料は、必要に應じ註欄で解説を施し理解しやすく配慮した。

一、本史料は、原文のまま収録し、最後の「」内にその出典を示した。

一、史料中の年號の傍に西暦年號を付し参考に供する。

一、上欄に、本史料の内容を短的にあらわす標題を掲げ、検索の便を計った。

目次

序 文
凡 例

廣田社篇……………一

西宮社篇……………二六七

附

えびす様の書誌……………四三

西宮神社金石表……………四五七

件名索引

題字 吉井良隆

廣田社（南宮社を含む）

如意珠

二年秋七月辛亥朔乙卯。皇后泊_二豐浦津。是日。皇后得_二如意珠於海中。

〔日本書紀 仲哀天皇紀〕

仲哀天皇

元年歲次壬申中略七月。皇后泊_二坐豐浦津。而后得_二如意珠於海中。

〔註〕神功皇后紀の廣田社御鎮座傳承と共にもたらされた如意珠は、古くから攝社南宮社の御神體として奉齋されてきた。如意珠に劔の如き瑕あるをもつて、別名廣田社の「劔珠」として有名。

〔先代舊事本紀卷第七 天皇本紀〕

鎮座

攝政元年辛巳。中略 時皇后聞_二忍熊王起_レ師以待之。命_二武内宿禰_一懷_二皇子_一。横出_二南海_一泊_二于紀伊水門_一。皇后之船直指_二難波_一。于_レ時皇后之船廻_二於海中_一以不能_レ進。更還_二務古水門_一而卜之。於是天照大神誨之曰。我之荒魂不可_レ近_二皇后_一。當_レ居_二御心廣田國_一。即以_二山

背根子之女葉山媛令祭。亦稚日女尊誨之曰。吾欲居活田長峽國。因以海上五十狹茅令祭。亦事代主尊誨之曰。祠吾子御心長田國。則以葉山媛之弟長媛令祭。亦表筒男。中筒男。底筒男。三神誨之曰。吾和魂宜居大津滄中倉之長峽。便因着往來船。於是隨神教以鎮坐焉。

〔註〕廣田社をはじめ生田、長田、住吉三社の鎮座傳承。

〔日本書紀 神功皇后紀〕

廣田明神

風土記。人皇十四代仲哀天皇。將攻三韓。到筑紫崩。今氣比大明神者此帝也。其後神功者。開化天皇五世孫息長宿禰女也。於是發軍伐三韓。時當產月。取石挿其腰裳。欲不產也。遂入新羅・高麗・百濟。皆悉臣服。歸到筑紫。產皇子。是譽田天皇也。皇后到攝津國海濱北岸廣田郷。今號廣田明神是也。故號其海邊曰御前濱。曰御前澳。又埋其兵器處曰武庫。今曰兵庫。其譽田天皇者今八幡大神也。

〔註〕『攝津國風土記逸文』と稱するが疑はしい実あり、参考としていまかりにここに載す。

〔本朝神社考』所收攝津國風土記逸文〕

部類神

部類神

當國廣田大神（以下略）

〔註〕部類神といふは、住吉大神と最も親しい御關係にある神の謂。

〔住吉大社神代記〕

或記曰。住吉大神與廣田大神成交親。故有御風俗和歌灼然焉。墨江伊賀太浮渡末世住吉夫古。是即廣〔田〕社御祭時神宴歌也。

〔住吉大社神代記〕

神事諸家封戸

〔八〇六〕大同元年牒

廣田神 卅一戸 長田神 卅一戸

生田神 卅四戸並津國

〔八五〇〕嘉祥三年十月辛亥。〔前略〕授攝津國廣田神從五位下。

〔新抄格勅符 第十卷抄〕

〔八五九〕貞觀元年正月廿七日甲申。京畿七道諸神進階及新叙。惣二百六十七社。〔前略〕攝津國從三位勳八等廣田神正三位。正五位上勳八等生田神。從五位上勳八等長田神。〔中略〕並從

〔文德天皇實錄〕

昇叙

西宮社

蛭子出現

〔前略〕如此之期、乃詔、汝者自_レ右廻逢、我者自_レ左廻逢、約竟以廻時、伊耶那美命先言_二阿那迺夜志、愛上袁登古袁、此十字以音下効此後、伊耶那岐命言_二阿那迺夜志、愛上袁登賣袁、各言竟之後、告_二其妹_一曰、女人先言不良、雖_レ然、久美度迺、此四字以音興而生子、水蛭子、此子者入_二葦船_一而流去、次、生_二淡嶋_一、是亦不_レ入_二子之例_一、云々、

〔古事記上、神代〕

〔第_一〕
一書曰、〔前略〕陽神問_二陰神_一曰、汝身有_二何成_一耶、對曰、吾身具成而有_二稱_一陰元_一者一處、陽神曰、吾身亦具成而有_二稱_一陽元_一者一處、思_レ欲以_二吾身陽元_一合_二汝身之陰元_一、云_レ爾、即將_レ巡_二天柱_一、約束曰、妹自_レ左巡、吾當右巡、既而分巡相遇、陰神乃先唱曰、妍哉、可愛少男歟、陽神後和之曰、妍哉、可愛少女歟、遂爲_二夫婦_一先生_二蛭兒_一、便載_二葦船_一而流之、次生_二淡洲_一、此亦不_レ以_二充_一兒數、〔以下略〕

八月 朔日旬御神事くさい地下中 新生会御神事以吉日 十一日旬御神事くさい地下中 十九

日御放生会 廿一日旬御神事くさい地下中 廿二日大輪田御神事 廿三日名次御神事

西崎町
居籠

九月 朔日旬御神事同定御神事くさい地下中 九日御節旬 十一日旬御神事くさい地下中 十四日晚

平松御神事 廿日あかきまつり 廿一日旬御神事くさい地下中

十月 朔日旬御神事くさい地下中 初刃あへひの御神事 十一日旬御神事同 十三日内王子

御火焼 十四日火の大神火焼 十五日庭火御神事地下中 十六日御戎東殿御火焼

十七日御戎御火焼 後刃新会祭 廿一日旬御神事くさい地下中 八十氏御頭廿四日間

日々御神事有之

十二月 朔日御神事くさい地下中 十一日旬御神事同 十五日佛名会 廿一日旬御神事同

年により神御正月有之

(一五七二)
元龜二年十一月吉日

〔西宮殿年中御神事〕

夷三郎

夷三郎殿俗形。堅鳥帽子。已上兩東向立レ之。山末北ノアリ。

〔日吉社神道秘密記〕

織田信長禁制

禁制

攝州西宮

一、軍勢甲乙人等、亂妨狼藉事

一、新儀課役事

一、理不盡入譴責使事

右如先規令停止訖、若有違背之族者、速可被處嚴科者也、仍下知如件、

(一五八〇)
天正八年三月 日

(信長朱印)

〔西宮神社文書〕

ゑびすかき

(一五九〇)
天正十八年正月

(前略) この程参り候ゑびすかき皆々一だんと上手にて、ほんの能のごとくにしまいらせて一だんくおもしろきことなり云々、

〔御湯殿上日記〕

ゑびすかき

三〇九

えびす様の書誌

吉井良隆編

〔福神〕

- 七福神傳記 増穂殘口
- 七福神考 山本時亮
- 磐櫂樟船 吉井良秀
- 福神信仰の諸相 本山桂川〔信仰民俗誌〕所收
- 七福神の話 芳賀矢一〔帝國文學〕二二の二
- 福神研究 喜田貞吉編 昭十
- 續福神研究 喜田貞吉編
- 〔えびす神〕
- えびす考 柴田花守〔追憶松山遺事〕
- えびす神異考 中山太郎〔日本民俗學 歴史篇〕
- 夷神考 喜田貞吉〔歴史地理〕二九の二
- えびす考 長沼賢海〔史學雜誌〕廿六、廿七篇
- えびす神研究 長沼賢海〔日本宗教史の研究〕所收

昭三
○西宮えびす神 長沼賢海〔日本宗教史の研究〕所收

昭三

○夷三郎殿名義考 吉井良秀〔皇典講究雜誌〕二二〇

○西宮夷神研究 吉井良秀 昭十

○西宮神社の歴史 吉井良尚 昭三六

○西宮市史 第一卷、第二卷、第三卷 昭三四・三五・三六

○職業の神 堀一郎〔日本民俗學大系〕第八卷所收

○海に生きる人びと「エビス神」 宮本常一〔日本民衆史〕

三卷所收

○夷神考 田岡香逸〔古美術鑑賞〕第十四號 西宮神社

特輯號所收 昭四一

○エビス神研究 吉井良隆〔神道史研究〕五一四 昭三

二

○エビス神信仰史

―特に海神信仰を中心とする―吉井良隆「神道史研究」五一六、昭三三

○エビス神信仰の研究

―エビス神を祀る神社の問題―吉井貞俊（國學院大學日本文化研究所紀要 第二十四輯、昭四四・九）

○エビス様の神系譜

〔傀儡師又は人形操り〕

吉井良隆「西宮」十五號

○「塵添盛囊鈔」卷二

○「一話一言」卷二二

○傀儡と朝鮮語

○傀儡名義考

○傀儡女の由来

○傀儡師の研究

―特に其の道祖神信仰につきて―吉井太郎（皇典講究雜誌）四八―五二

○西宮の傀儡師

吉井太郎「民族と歴史」一一・一二

○西宮夷神と傀儡師 吉井良秀「歴史と地理」二二―二三

○百太夫考 吉井太郎「民俗藝術」二―四

○淡路と西宮の人形 吉井太郎「伏柴雜記」所收

○西宮の操人形 吉井良尙「攝播史蹟研究」所收

○遊女の歴史 瀧川政次郎「日本歴史新書」昭四〇

〔雜〕

○えびす講 宮本常一「兵庫民俗」一一三號所收

○廣田・西宮・南宮三社の和田岬神幸に就いて 吉井良尙

「神道史研究」六一三、昭三三

○「古美術鑑賞」第十四號 西宮神社特輯號 昭四二

○十日戎考 吉井良隆「神道學」四十二號、昭三九

〔民俗〕

○漁村におけるエビス神の神体 櫻田勝徳「國學院雜誌」

四七の（一〇）

○漁業守護の恵比須神

えびす宮は多く海濱に祭られ、漁夫が専ら之を崇敬する。

漁夫が數日網を擧げても魚を獲ぬ時は必ず此神に祈る。

そして漁があれば衣服を裁縫して、えびすの神像に着せ

る。「雍州府志」卷二

〔參考資料〕

「勇魚取繪詞」、「長門風土記」卷一四、「阿波名所圖會」

卷二、「薩摩郡上飯村役場報告」、「民族」一の四、「蝦夷

記」、「備前志」卷六、「平戸しるべ」中篇、石川縣鳳至

郡宇出津町役場回答。

○海上守護の恵比須神

「和歌藻鹽草」(卷一四)に西ノ宮と題して

柴を舟、眞帆にかけるや、ゆふしてか、西の宮人

風祭りして

の歌が載せてある。此風祭が古く恵比須神の海上保護の神として、厚く信仰されていた事を證している。

京都建仁寺門前に恵比須社がある。社傳に同寺の開山榮西國師が唐國から歸朝の折に海上で暴風雨の難に遇い、

偶々夷子の像が波濤に隨つて漂着したので、榮西之を船中に收めて祭ると風波が静まった。そこで此處に祀つたのである。今に到るも西海に赴く人々は、此社に詣でて風波の無難を祈る。「雍州府志」卷二

〔參考資料〕案内者

○市場守護の恵比須神

大和龍田町新宮の域内に恵比須社がある。同地は古へ盛んなる市場であつて、龍田市として名所となつてゐる

〔大和志料〕上。因みに龍田町の西宮は、寛元元年三月二十二日に西宮、南宮、廣田殿を移し奉つたものである。「法隆寺別當記」

〔參考資料〕

「尾張志」、「琉球國舊記」卷一、「寺要日記」

えびす様の書誌

○福神としての恵比須神

漁業守護神から海上守護神へ、更に市場守護神へと昇華

した恵比須神が、室町期に集成された七福神の一員として加えられ、然も有力なる地位を占めるに至つたのは、民間信仰の推移からみるも當然の歸結であつた。そして福神として恵比須は、現在に生きているのであるから例證は省略する。

○えびすと鯨

柳田國男氏は「郷土研究」(二卷四號)巫女考の記事中に、「勝田乃刈寝」を引用して次の如く論じてゐる。

「出羽の飛鳥見物に徑きし内地の船が、島の附近で、

五頭の鯨の、並んで浮いて居るのを見て『えびす様、

どうぞ其處を退つて、通して下され』と云つたと記してある云々。

えびすと云ふ神も、以前は漁村のみの神であつたらし

いが、或はそれが鯨ではなかつたかと思ふ仔細がある

云々

大和三輪町の恵比須神社では、毎年正月六日初市を開くが、社の内外で小鮒を笹の葉を付けたる竹に串刺ししたものを賣る。參詣者は之を求めて同社に納め、又初市

土産と稱して竹獨樂及び鹽鯨を買つて歸宅する。

(參考資料)

「日本永代藏」卷二、「走湯山縁起」第五、「鯨史稿」、
「茨城縣方言集」、「蝦夷風土記」、「北海道漁業志要」、
「俚謠集」(山口縣大津郡鯨歌の中歌一節)、「宮城縣牡
鹿郡荻濱村役場報告」、「石川縣鳳至郡宇出津町役場報
告」、「新潟縣佐渡郡兩津町役場報告」、「日本捕鯨彙考」、
「郷土研究」四卷八號。

○えびす鮫

志摩の磯部明神は今も漁師の信仰が厚いが、鮫を神使と
して深く信ずる者、海に溺れようとするとき鮫來り負ひ
て助けると傳う。參詣者は神木の樟の皮を申受けて所持
し、鮫が船を襲うとき之を投げれば忽ち去ると。神使の
鮫は長さ四五間、頭細長く體に斑紋あり「えびす」と名
る種に限る。若し前年中に人を害した鮫がいると、これ
を陸へ追いあげ數時間苦めて罰す。この鮫海上に現わる
とき漁師祭り祝う。之を「えびす付き」と名付けている。

毎年一定の海路を游來るに、無數の鯉が隨行するので之
を捕え利を得ること莫大である。古老の漁人の談に海濱
に、えびす社の多いのは、實はこのえびす鮫を祀つたの

を發見した時は拾いあげて埋葬する。そうすれば福運を
惠まれると信じている。更に葬る折に自分の肌につけた
着物を着せるとよいと云われている。「同島民俗誌」
武生水町東觸にある道福惠美須というのはその一つであ
る。これは明治三十八年二月一日石田村筒城の小壺の濱
に上つた水死人を葬り祀つたものであるという。

○異相えびす

攝津西宮社の蛭子尊は、毎年正月九日に廣田神社に臨幸
するが、容相の異を惡み給いて人間の見る事を許さぬ。
庶民は悉く謹慎する、これを忌籠祭という。明日民家戸
を開いて社參す。世俗十日えびすと稱す。(兵庫名所
記)卷上)

昔、同地の紺屋の主人、偶々九日夜に外出して神幸に
遇つた。人間なれば神罰もあろうが、畜生ならば其懼れ
あるまいと、犬の眞似して這つて歸宅した。其家を畜生
紺屋というている。「播陽群談」

○童形えびす

石清水八幡宮の夷、但し西宮不動。押紙に「童形、腰太
刀、持物笏、仲快説」とある(「宮寺縁事抄」第一)。不
動は西宮の本地佛の意である。

えびす様の書誌

である。(南方熊楠本邦に於ける動物崇拜「人類學雜誌」
二九一號)一種の忌言葉として、直接その名を呼ぶのを
避け鮫つきの鯉群を、熊野の海では「えびす」というが
〔旅と傳説〕四の六)、ここではなほ海上の妖怪も「え
びす」といつているらしいから、兩者は後の分化と考へ
てもよいようである。この「えびす」には福分を考へた
か否かは明確でない。或は鮫を「えびす」と呼んだもの
か。

○えびす魚

伊豆大嶋の鯉釣船に出會い、鯉が買いたいといつたら
賣つてくれたが、漁師は一二匹の鯉を残して置く。何の
ためかと尋ねると、これは「えびす魚」とて家に持歸り、
神前に供えると答へた。「異本伊豆七嶋日記」

出雲秋鹿郡魚瀬村の海中の小嶋に三嶋明神がある。えび
す神を祭る。漁師はこの神を崇敬し、漁獲の初穂を「え
びす魚」と稱し獻納す。(「雲陽誌」卷上)

(參考資料)

「鹿兒島縣甌島報告」、「安藝三津漁村採訪記」
○えびすと水死人

壹岐の漁師は、水死人の屍體を「えびす」と稱し、これ

鳴津家藏板本の「倭文麻環」(卷五)に、童形えびすの
記事がある。

(註) 若えびすとて江戸期に配つた御影も又此一種で

ある。えびす神が蛭子尊なりとすれば、三年にし
て足立たぬ童形、又は若えびすなりが本體でなけ
ればならぬ。それが現時見るえびす神の影像是、
鬚髯を生した老翁に作るの、大黒天との釣合に
由るものであろうが、全くの繪虚事といわねばな
らぬ。えびす神が髯を生すようになったのは室町
期からと考へる。

○天神えびす

伊豫新居濱町の新居神社は、元えびす社と稱したが、近
年他社を併合して此社名に改めた。「豫陽郡郷考鈔」に
「丹生ノ津より舟に乗て、新居ノ郡神輿嶋の神、新居濱
浦ノ伊豫夷子社に幣を奉り、讚岐の琴彈の濱に着く」と
ある。昔公未だ讚岐守に在せし時の巡遊記に見ゆ。俚人
天神えびすともいつた。「新居郡誌」

○えびす講

正月と十月の二十日をえびす講と稱し、今に全国的に
祭っているが、殊に商家では十月(京阪では正月十日)

を盛大に執り行う。そして民俗學的に留意すべきは、(1)十月に何故にえびす神と金毘羅神とだけ祭るか (2)えびす神に何故に鮒を供えるかの二點である。えびす講に斯く魚類を神に供えて祭るのは、此神が漁業の守護神であつたことを示唆するものであるという。(中山太郎氏説)

上總地方に於ては、一月と十一月の兩度に惠比壽講を營むが、特に一月二十日のを商業惠比須講といい、十一月二十日のを百姓惠比壽講と稱して區別している。「信仰民俗誌」

えびす講は大抵正月と十月との二十日に行われるが、これには商人の信仰が基礎になつてゐる。なお和歌山縣那賀郡安樂川村では、エベツサンとは喜怒不定で、他人から加減のとりにくい人のことだといふ。えびすに供えた物のおさがりは、家の主人か、跡取り息子しか食べてはならぬものだといふのは、家の福を掌る神への信仰の殘存と考えられる。

〔參考資料〕

「自然と人生」(日本人増刊號)、「土俗談話」、「越前國名蹟考」卷五、「秋田縣農民日録」。

○えびす神像(初見)

神像魚を持ちたる、普通のえびすの如し。「宮寺緣事抄」(第十二の附箋)

(註) この附箋は石清水八幡宮別當寛快の加えたものであるから、年代はまず鎌倉時代の末か室町時代の初めと推測する。

○えびす神像

山中共古翁の「共古隨筆」によれば、芝明神でも古く夷神の御影を出した。鯛を抱えた蛭子像で、芝神明蛭大明神と記してあつた。又鎌倉の夷堂の舊跡本覺寺から出した蛭子神の御影には二種類あつて、一つは蛭子岩上に坐して釣竿を持ち、鯛をかかえているもの、二は蛭子岩上に坐して合掌せるもので、上に題目及び高祖大士御開眼開運惠美壽尊神と記してあつた。何れも維新前のものである。

〔參考資料〕

「信仰民俗誌」

○惠比須踊り

鹿兒島市の惠比須踊の起原は、初め惠比須町に此神を祀り魚市を開きしに、次第に繁昌して武具類まで販賣する

ようになり、今も二月二日の初市に大偶紙、胃木刀類を賣るが、此日の祭禮に惠比須踊を催す。踊は庭入歌及び狂言等で殷賑を極める。(嶋津家藏板本、「倭文麻環」卷五)

因みに同書には、惠比須踊に用いる庭入歌、狂言等數章を載せ、更に神専用の供物、行粧、踊り等十數葉の挿繪をはさみ、えびす神研究上必要な資料が多く存している。

○惠比須送り

肥後球磨郡藍田村大字大畑の惠比須神は、毎年舊曆の大晦日に社を出て、氏子の民家に遷座される。それ故に舊正月三日夜に村中の老若が集り、神像を箱に入れ、道々次の歌を唄いて社内に入る。

花を求めて小車にのせて 春の山路もエー ヨサ
エーサラサラと引かばなびきやれ ノホンホ、ン思
ひに亂る 戀ひしは誰をやつれ添ふるよの エ、ー
ヨサ (俚語集)

○えびす石

鹿兒島縣甌島の漁村には毎年まぐる網の漁はじめに當り、若者をえらんで眼隠しし、海中の石を拾いあげさせて、エビスと祭る例がある。この石を「えびす石」と呼ぶが、

えびす様の書誌

ここでは年々漁期ごとにえびす神を海から新しく迎える形をとり、船主自身が神石を海中に入つて求める浦もあるといふ。

○石えびす

高松市北濱町にえびす社がある。俚傳に漁夫が沖に出ると櫓の上に小石が乗つて揚つた。三度海に投じたが三度揚つたので不思議とし、祠を建てえびす神に祀つた。此石追々に成長して後には二人して持てぬ程の大石となつたといふ。(古今讀名勝圖會)卷六)

○陰陽中間のえびす

伊勢市八日市場魚ノ店のえびす社は、天正年中に幸福大和守へ預けたものであるが、其後に正月のえびす札を賣るのも造營も、元の八日市町内へ返した。これは陰陽中間のえびすで、毎年正月中旬に陰陽中へとるのである。

頭註に「伊勢宇治山田の幸福大和守支配のえびす神を、陰陽中間の神なり」とある。「松の落葉頭書」

○五日えびす

奈良市にはえびす社が北市、南市、川上村外一ヶ所の合

計四ヶ所あるが、毎年正月五日に祭るので俗に五日えびすという。此四社では何故か鯨を賣り、信徒はそれを求めて神前に供える。〔郷土風景〕昭和七年四月號）

○十日えびす

京阪で十日えびすとて此日を祭日としたのは、和泉大鳥郡石津神社に蛭子を祀ったのが、孝昭朝七年八月十日であるからと傳えている。〔泉州志〕卷二）

○崇るえびす神

後白河法皇御撰の「梁塵秘抄」に次の如き一首がある。

神のみさきの現するは、さう九よやまをさ行事の高の王子牛のみこ、王城ひたかいためるびづらゆひの、一童やいちちのさり、八幡に松童・聖眞、こ、にはあらゑびす（佐々木信綱校本）

「荒ゑびす」という語があるが、夷子は荒神で昔時は狐同様に憑いたそうである。だから西宮の本體は、恐ろしい顔をしていたそうだ。〔木太刀〕一一の一）

（参考資料）

「菟藝泥赴」卷三、「新著聞集」、「薩隅日地理纂考」卷

一一）

○えびす舞の神事

祝人（ホガヒト）系統に屬する夷子舞や夷子下ろしではなく、豊漁を祝福するための神事に伴う舞である。

越中新湊町の恵比須舞は、毎年西宮神社の春季例祭に行われる。此舞は神の御前に立ちたる蟹士の海幸に違う神はあらじと、古くより傳來した年中式法の行事である。

即ち式は、同社御幣を神代船に乗せ奉り、これに祭官俗人等も乗る。舞人及びこれに關する樂人を乗せた船は先頭に立ち、次に神饌船、次に信徒船、奈古浦字部屋ノ下の沖合にて囃子と共に舞を奏す。終りて神饌を供え齋主魚取の祭文を奏す。そして撤饌は漁場區毎に投入し、一周回して本社に歸還する。漁師達は、魚取祭の幣帛を（布紙を細く截ちたるもの）頂いて它に戻り、其漁場毎に至り、船長幣を穿戴き魚取の大神、眞魚を豊にあらしめ給へと奉唱して幣帛を撤き、然る後に各々其業に就くのである。〔射水郡誌〕卷下）

○えびす舞

金草鞋（十四編）四國遍路六十七番、小松寺の條に恵比壽の舞男の言いたてが、次の如く載せてある。

へ見さいな 見さいな 鯛を釣つた

見さいな大鯛小鯛よりか一杯呑みたい。呑みたい。

ちと下卑須三郎だが、腹がちつくり北山時雨だ。私もなりをして一文づつ貰つて歩くが、これでも元は

歴々の息子株だが、女を釣ることが大の名人。あんまり釣過ぎて、かさの病ひを恵比須となり、あたらず釣竿虫に喰はれて、孔だらけになり、女を釣ること

最早叶はず、今は腮を釣るばかり、せう事なしに張子の鯛釣つた 々々、見さいな、々々。〔續帝國文庫本〕

（参考資料）

「射水郡誌」卷下、「旅と傳説」一六の七。

○えびす廻し

古く攝津西宮神社より出たので夷舞とも號した。西宮の向ひ海を隔て淡路嶋にも此流義があつた。昔は恵比須の鯛を釣る所を、仕形にして春の初めに出たものである。そして能のまね踊のまねなどを遣つた。〔人倫訓蒙圖彙〕

（註） 按ずるに、恵比須かき、夷下しなど同じもの

と思う。後には首から箱を懸け人形を舞したので、首かけ人形とも稱した。今に因幡地方の農村に稀に廻つて來る「懸けデコ」は此の面影を名に残し

えびす様の書誌

たものである。

（参考資料）

「民俗學」三の一、四の三。

○えびす下し

「郷土研究」卷一所收、柳田「巫女考」の四。

○えびす火祭

越中下新川郡経田村大字濱経田は漁村だが、大漁があると恵比須祭を行い、其夜は高さ數丈周り一丈餘の大松明を海岸に樹て、點火し、海上には數隻の漁船を裝飾し、該船より點火した幾多の蠟燭を流して神慮を慰める。〔下新川郡史稿〕卷下）

○えびすと山村

山村の狩人の中にもえびすを崇めているのがある。群馬縣利根郡赤城根村根利では鹿の心臓の頭部をエビスサマという。〔山村手帖〕

（註） 漁民と同じく獲物をもたらす神なのであろう。

○えびすと農村（田の神）

信洲松本市邊では正月十五日に粥杖を作つて、田の神（エビスだという）の神棚に供えたものを、苗代田の水口に立てる。〔郷土研究〕三の四）

魚又次郎八百長才」と呪文を唱えるのを習とする。
〔日本風俗志〕卷上

○えびす附

土佐安藝郡室戸岬では、鮫や鱈を「えびす」といつている（えびす鮫参照）。これは鯉船などが出漁せる時鮫や鱈の交った鯉群は、非常によく釣れるが、これを鱈つきといわずに「えびす附」と云っている。（寺石正路報告）

○夷大夫

駿洲安倍郡豊田村大字南安東の左宮司社の相殿に西宮神社が祀つてある。社傳に延寶年間に祀つたが、同五年に西は大井川限り、東は江尻清水港を限り、夷大夫札配りを府中の町奉行より許されしとて、毎年配札する。（駿河志料）卷二一

○えびす壘

肥前平戸町は九州でも著名の捕鯨港であるが、此地では鯨納屋に設けてある納屋主の坐席を、古くからえびす壘と稱している、（平戸町役場回答）

○えびす託宣

石見温泉町のえびす神は、海上の危難を救うべしとの託宣で信徒甚だ多く、社に日驗の書と云うのがあって、巫

農村では大黒とならべて家の福を増す神として信仰される。ここに注意すべきは、エビスが片目かつんぼと左利きだという傳えが、福島縣石城郡内郷村平にあることで、エビスゼンといえは常の式と置き方を全く變えたものことになっている。（民間傳承）四の四

〔參考資料〕

「土の色」一三の二、「新島探訪録」、「民間傳承」四の八。

○えびすの實

安房勝山町は捕鯨場であるが、昔から鯨を捕つた折の第一功勞者には、其鯨の最上肉若干を賞與とした。これを一般の漁民は「えびすの實」と云っている。（勝山町役場回答）

○えびす槌

陸奥三戸郡湊村に大祐明神とて、工藤祐經の子犬房丸大祐を祀つた社がある。昔大祐が此地に來るや其從者に又次郎、長才の兄弟があり、鮭漁を營み、主人を養つた。

此兄弟は頗る漁の名人で、一日に兄又次郎は鮭千本、弟長才は八百本を捕つたことがあるとて、今も漁夫等が鮭を獲ると「えびす槌」で其頭を打ち殺すが、其折に「千

女がこれを參詣の船人等に讀み聞かせ、日の利一日も相違が無かつたという。（本朝故事因縁集）卷五）

○夷扇子

伊勢度會郡八日市村に夷祠あり、方俗毎年十二月廿八日に、此社地で、檜木を骨に削り紙を張つて末廣扇の形を模したるものをつくる。やがて正月獅子頭神事に初穂物とする。此扇に紙一折を添えて供える。所謂一束一本という意で「夷扇子」と稱する。「勢陽五鈴遺響」

○えびすの緒顔

えびす神像を赤く塗ることや、神像の顔が自然に赤くなるのは、變災の來る前兆だということや、これに伴う諸種の傳説が各地にある。按に、このことは漁夫がえびすを漁業神として信仰するより、出漁して最初に獲た魚を初穂として神に供える折に、魚血を神像に塗りつけた行事に出發するものである。

〔參考資料〕

「本朝故事因縁集」卷一、「阿州奇事雜話」、「大阪朝日新聞」大正十二年六月二十四日號、「土佐名勝志」。

○福盗み

十二月十七、十八日淺草襪市として人々正月の用意物を

えびす様の書誌

魚又次郎八百長才」と呪文を唱えるのを習とする。
〔日本風俗志〕卷上

○えびす附

土佐安藝郡室戸岬では、鮫や鱈を「えびす」といつている（えびす鮫参照）。これは鯉船などが出漁せる時鮫や鱈の交った鯉群は、非常によく釣れるが、これを鱈つきといわずに「えびす附」と云っている。（寺石正路報告）

○夷大夫

駿洲安倍郡豊田村大字南安東の左宮司社の相殿に西宮神社が祀つてある。社傳に延寶年間に祀つたが、同五年に西は大井川限り、東は江尻清水港を限り、夷大夫札配りを府中の町奉行より許されしとて、毎年配札する。（駿河志料）卷二一

○えびす壘

肥前平戸町は九州でも著名の捕鯨港であるが、此地では鯨納屋に設けてある納屋主の坐席を、古くからえびす壘と稱している、（平戸町役場回答）

○えびす託宣

石見温泉町のえびす神は、海上の危難を救うべしとの託宣で信徒甚だ多く、社に日驗の書と云うのがあって、巫

商う。其中に恵比須大黒を彫刻していくらともなく店に出して商う。しかるに此恵比須大黒を盗み取れば富貴になるとい傳えて、皆々心掛けて盗むこととする。「鵬西閑話」

○忌詞の恵比須

佐渡の海府で鯨或は海豚をいう。岩手縣上閉伊郡遠野で猿の忌詞。

○エビスアバ

愛媛縣や高知縣の室戸岬、隱岐などで聞かれる語。愛媛縣日振島の鰯船曳網でいうエビスアバは冠形で、網の中央即ちミトの浮子となつており、これをオオダマともいつている。その新調や漁期始にあつては、和靈神社に擔ぎこんで祈禱してもらい、氏神祭禮には御旅所にも持ちこんで神輿と共に一日は安置するとか、正月十一日の帳祝には網主の家の床の間におき、繩を新にするという風であるが、一方不漁にあえば直ちにこれを取替えるという習しもある。（伊豫日振島舊漁業聞書）

〔參考資料〕

「隱岐島前漁村探訪記」。

○エビスイオ

行「沿海手帖」。

○えびす祝

島根縣八束郡の海邊の村々で、初魚の魚を焼いて神に供えること。クロヤキともいう。祭の後で魚は網子一同で食べ、その骨は網場で供養をして海に流す。食べる際に大骨を折らぬようにするとか、鱧を折らぬように包んで焼くという村もある。「旅と傳説」八の二

○えびすさまの顔かくし

長野縣東筑摩郡で、正月十四日の夜、エビス棚にエビス様の繪を貼り、その上に紙で福槌、巾着を切つて貼るのをいう。「郷土」一の二

○えびすさまの金袋

岐阜縣大野郡丹生川村瓜田あたりで、タソという山繭のようなものことで、春山で見つけると取つてきて枯柴に下つたままのエビス、大黒に供える。こうすると金がたまると傳えた。「飛驒探訪日誌」

○えびすさまのとしとり

長野縣諏訪郡で、正月三日を恵比須様の年取という。小豆飯に尾頭つきを供える。おさがりは主婦の他は食べるものではない。

三重縣志摩郡安乗村で正月四日、五日の禰屋の祭典でのスコの行事で用いられる魚をいう。胸背の鰭の棘状をし、全身堅い鱗を持つ。これを蔭干にして固めて用いる。

〔旅と傳説〕一一の二

○えびす貝

一名へーろー貝。鮑の貝殻に目が一つしかあいていないもの。福岡縣宗像郡鐘崎や、佐賀縣東松浦郡名護屋の海士は、この貝を探ると幸があるといつて、エガイと同様にこれを荒神様に上げる。

○えびす蟹

岡山縣の海岸の三幡などで蟹の一種に、人の顔のような形が見えるもので、平家蟹とは別だといつが〔中國民族研究〕一の二、なおその同類かと思われる。日本の漁民に海の亡霊を恐れる信仰が強かつたために、このよ

うな命名がなされ、かつ残つたのである。

○えびすがね

魚が移動したり、漁法が變つたりして漁場の變化が著しくなつたので、他村の網代に入り込むことが多い。その時にはエビスガネを出して許してもらふ。それには現金の場合と、漁獲物と二通りある。廣島縣幸崎町能地の慣

○えびすざら

藁で編んだ小さな神饌具で、新潟縣北蒲原郡では、十二月九日の大黒様の嫁取などに用いる。「郷土研究」一の二

○えびす膳

神奈川縣津久井郡では左膳につける風がある。この供物は出世前の若い者には食べさせぬ習わしである「内郷村話」。それが或は夷膳を忌む理由か。ただし他の地方で夷膳というのは、膳の脚を横（木目を豎）にすることである。

○えびすどき

長崎縣五島の奈良尾で、午後三時頃をいう。この時刻に女が入つてくることを料理屋などでは嫌い、まんが悪いという。少し早過ぎるがやはり日の暮れの忌であろう。

○えびすとり

伊豆の新島では、網頭と濱役とは漁に出ても出なくともシロを貰える。これをエビストリという。神社の初穂は百分の二を納めた「新島探訪録」というから、このエビスが神供の意味でないことはわかる。

○えびす苗

えびす様の書誌

苗の取り終りに、神様にさしあげる苗を奈良縣吉野郡十津川村でいう（吉野西奥。愛知縣北設樂郡では、苗取りの日に糯の苗を二親のある者に取らせて、これをえびす様に供えるのをいい、多くは娘に取らせる。この日は夕食に味飯を炊いて田植祭をする。翌日が田植の日であるからである。中部地方の農村では一般にえびす様を田の神として祀っている。

○えびすなおし

福井縣板井郡雄島村あたりでは、漁が少ない時、親方がぼた餅などを作って、網子に與えること。即ち、マンナオシである。そしてこの食物は他人に與えてはならぬという。「沿海手帖」

○えびす人形

四國の高松地方で、正月に廻つて来る藝人えびすづかいの持つ人形。「讃州高松叢誌」

○えびすの年越

静岡縣榛原郡で正月二十日をえびすの年越と呼んでお祭をする。「郡誌」

○えびすバ

秋田縣のマタギ詞。熊の多く遊んでいる場所のこと。

○えびす

秋田縣のマタギ詞。熊の多く遊んでいる場所のこと。

○えびす

秋田縣のマタギ詞。熊の多く遊んでいる場所のこと。

○えびす

秋田縣のマタギ詞。熊の多く遊んでいる場所のこと。

○えびす

秋田縣のマタギ詞。熊の多く遊んでいる場所のこと。

○えびす

秋田縣のマタギ詞。熊の多く遊んでいる場所のこと。

○えびす

秋田縣のマタギ詞。熊の多く遊んでいる場所のこと。

○えびす

秋田縣のマタギ詞。熊の多く遊んでいる場所のこと。

○えびす

秋田縣のマタギ詞。熊の多く遊んでいる場所のこと。

○えびす

「秋田郡邑魚譚」

○えびす柱

大黒柱と二つ並んで柱の名として諸所にこの名を聞くが、その所在はまちまちである。山口縣の相島などは土間に在るのをウスバシラ、えびす柱はその反対の例で、四間造りの家ならその真中にある。長崎縣東彼杵郡の山村でも、三つの柱が並んで、庭竈に近いのをコウジンバシラといい、えびす柱は大黒のすぐ隣に接している。

(参考資料)

「民俗建築」三。

○えびす鱈

高知縣四萬十川の流域で、鮎の尾の近くにある小さい背鱈をエビス鱈という。上流の十川村廣瀬あたりでは、これを又ホトケビレともいう。「土佐四萬十川の漁業と川舟」

○えびすまつ

新潟縣新發田地方で正月年棚に供える松。「越後風俗答書」

○えびすまつり

不漁の時に、まん直しのために催す酒盛りを、山陰の海

沿いから、福岡縣や鹿兒島縣あたりにかけて、點々とエビスマツリと呼ぶ土地がある。愛媛縣戸島では、これをシアワセナオシともいつているのは、マンナオシと同じということが分る。

福岡縣大島では、座頭に伺いをたててしばしば船の舳で松葉を焚くという。

○えびす宿

島根縣八束郡惠曇村片匂浦で行われる若者宿の一つ。十才から十七、八才までの仲間の宿で、トンドの行事のためのもの。トンドに船に乗せて擔ぎ歩くえびすを納めてある宿で、十九才からは宮宿の方に入る。この方は歲徳神の小さなお宮を納める宿でいずれも泊り宿とは異なる。「片匂浦聞書」

○えびす紙

十月は神無月で全國の神様は出雲へ出かけるが、えびす様だけは忙しくて参加されないという。そこで本を製本したとき裁斷洩れで紙の一部分がはみ出ているところがある。これを紙のたち残りといい、紙を神にかけて「えびす紙」という。英語では「ドックイヤー」(犬の耳)という。

西宮神社金石表

件名索引〔廣田社篇〕

(あ) 行	(頁)	祈祷	149, 161, 162, 182, 185, 191, 192, 198, 199, 210
相嘗	7	(疫癘祈祷)	18
院宣	131	(蝗虫祈祷)	24
院宣案	127, 128	(凶賊祈祷)	12
請文	117, 129	(兵乱祈祷)	11
歌合	54, 72, 106	禁忌	176
歌会	236	劔珠	140, 157, 180, 197, 215
叡尊社参	108	券文	136
役料	90	沽却	173
縁起	135, 136	興行請書	264, 265
炎上	113, 116, 192	國郷	10
汚穢	44	(さ) 行	
大風	90	災害	77, 78
皇子降誕	78	祭神	107, 109, 124, 138, 190, 200, 204, 205, 206, 213, 214, 218, 225, 226, 227, 237
越訴	137	祭禮	191
御時殿	157	三十番神	189, 204
男山の廣田社	248	祠官言上状	132
御前	47	社参	77, 78, 81, 91, 95, 100, 113, 126, 141, 142, 145, 149, 152, 175, 181, 239, 240, 245
御寺務御拳状案	128	社参服飾	170
(か) 行		社地	239
火災	180		
神崇	158		
神崎商人	129		
官宣旨案	34, 57, 71, 96, 119		
神戸造	91		
祈雨	7, 8, 11, 15, 17, 190		
紀行	139, 217		
寄進 (寄附)	168, 197, 199		
祈請 (文)	124, 139, 255, 261		
吉書	95		

廣田神社御鎮座壹千八百年記念
廣田・西宮両宮史の研究 史料篇

平成十三年十二月一日 印刷
平成十三年十二月二十日 発行

編集者

吉 井 良 隆

発行所

西 宮 神 社
(西宮神社宮司)

印刷所

内外印刷株式会社

〒六〇一―八三四六
京都市南区吉祥院池田南町十三
電話(〇七五)六七―七三〇六
FAX(〇七五)六七―七三〇九

〒六六二―〇九七四
兵庫県西宮市家町一番十七号
電話(〇七九)三三―〇三二
FAX(〇七九)三三―五三五五